０８春監監第１６１号
令和８年１０月１４日

春日市議会議長　様
春日市長　様
春日市教育委員会教育長　様

春日市監査委員　松　尾　英　二
同　　原　　克　巳

財務監査（支出命令等監査）結果報告書

下記のとおり財務監査（支出命令等監査）を実施しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第９項の規定によりその結果を報告します。

記

１　監査基準への準拠

本監査は、春日市監査基準（令和２年３月監査委員告示第２号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定による監査

３　監査の対象

(1) 所管

全所管（学校を含む。）

(2) 内容（主なもの）

ア　令和８年８月支払分の支出命令及び支出負担行為兼支出命令

イ　令和８年８月処理分の精算、戻出命令、戻入命令等

ウ　令和８年８月処理分の収入伝票、支払伝票、振替伝票（いずれも下水道事業会計に係るもの）

※　調定等の歳入に係るものも対象とする。

※　支出負担行為のみ行うものは対象としない。

4　監査の着眼点

(1) 支出命令等の内容は、法令に適合したものになっているか（合規性）。

(2) 支出命令等に係る事務処理は、正確に行われているか（正確性）。

5　監査の主な実施内容

(1) 支出命令の内容（支払金額、振込口座等）と証憑（請求書等）の内容について相違がないか確認

(2) 支出命令に係る予算科目が適切であるか確認

(3) 財務会計システム抽出データを用いた遅延利息、誤振り込み、未精算費用等の有無の確認

(4) 必要に応じて、関係職員へ質問等を実施

6　監査の実施場所及び日程

(1) 場所

春日市役所監査委員事務局執務室

(2) 日程

令和８年９月１日から令和８年10月９日まで

7　監査の結果及び意見

支出命令等に関する事務の執行については、次に掲げる事項を除き、おおむね適正に実施されているものと認められました。

(1) 学校教育課（春日北中学校）

65型液晶テレビに係る備品購入費（117,590円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定により、次のとおり支払遅延が生じており、遅延利息が発生しています。

当該備品購入費の支払時期については、契約の締結の際に書面により明らかにしていないため、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなされます。

支払時期とその起算日については、契約の締結の際に支払時期を書面により明らかにする場合と明らかにしない場合で異なりますので、注意してください。

ア　支払請求日	令和８年７月31日
イ　支払時期	令和８年８月14日
ウ　支出命令日	令和８年８月19日
エ　支払日（定例支払日）	令和８年８月26日
オ　支払遅延日数	12日
カ　遅延利息	100円